第十八条の五の三　令第二十五条の二第二号ヘに規定する内閣府令で定める者は、同号イからホまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ当該イからホまでに定める額を法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、令第二十五条の二第二号ヘに定める額を法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の七　法第二十一条の五の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～三　（略）

第十八条の八　法第二十一条の五の六第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一・二　（略）

第十八条の九　法第二十一条の五の六第三項に規定する内閣府令で定める者は、こども家庭庁長官が定める研修を修了した者とする。

第十八条の十　法第二十一条の五の七第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～九　（略）

第十八条の十二　法第二十一条の五の七第四項に規定する内閣府令で定める場合は、障害児の保護者が法第二十一条の五の六第一項の申請をした場合とする。

第十八条の十四　法第二十一条の五の七第五項に規定する内閣府令で定める場合は、身近な地域に指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）がない場合又は法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の保護者が次条に規定する障害児支援利用計画案の提出を希望する場合とする。

第十八条の十五　法第二十一条の五の七第五項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案は、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案とする。

第十八条の十六　法第二十一条の五の七第七項に規定する内閣府令で定める期間は、一月間とする。

第十八条の十七　法第二十一条の五の七第八項に規定する内閣府令で定める期間は、通所給付決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間とする。

②　（略）

第十八条の十八　法第二十一条の五の七第九項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～七　（略）

第十八条の二十　法第二十一条の五の八第一項に規定する内閣府令で定める事項は、支給量とする。

第十八条の二十五　法第二十一条の五の十一第一項に規定する内閣府令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一～四　（略）

第十八条の五の三　令第二十五条の二第二号ヘに規定する厚生労働省令で定める者は、同号イからホまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ当該イからホまでに定める額を法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、令第二十五条の二第二号ヘに定める額を法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の七　法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～三　（略）

第十八条の八　法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一・二　（略）

第十八条の九　法第二十一条の五の六第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

第十八条の十　法第二十一条の五の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～九　（略）

第十八条の十二　法第二十一条の五の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害児の保護者が法第二十一条の五の六第一項の申請をした場合とする。

第十八条の十四　法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）がない場合又は法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の保護者が次条に規定する障害児支援利用計画案の提出を希望する場合とする。

第十八条の十五　法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案は、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案とする。

第十八条の十六　法第二十一条の五の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

第十八条の十七　法第二十一条の五の七第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、通所給付決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間とする。

②　（略）

第十八条の十八　法第二十一条の五の七第九項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～七　（略）

第十八条の二十　法第二十一条の五の八第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給量とする。

第十八条の二十五　法第二十一条の五の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一～四　（略）